

1. 東京 2020 大会の正式名称

第 32 回オリンピック競技大会（2020／東京）

東京 2020 パラリンピック競技大会

2. 東京 2020 大会の目的

2.1 大会ビジョン

東京2020大会の開催を担う公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会（以下「大会組織委員会」という。）は、2015年2月に国際オリンピック委員会、国際パラリンピック委員会に提出した「東京2020大会開催基本計画」において以下の大会ビジョンを掲げている。

スポーツには、世界と未来を変える力がある。
1964年の東京大会は日本を大きく変えた。2020年の東京大会は、
「すべての人が自己ベストを目指し（全員が自己ベスト）」、
「一人ひとりが互いを認め合い（多様性と調和）」、
「そして、未来につなげよう（未来への継承）」を3つの基本コンセプトとし、
史上最もイノベティブで、世界にポジティブな改革をもたらす大会とする。

2.2 都民ファーストでつくる「新しい東京」～2020年に向けた実行プラン～

東京都は、平成28年12月に策定した「2020年に向けた実行プラン」において、「都民ファーストの視点で3つのシティを実現し、新しい東京をつくる」ことを示している。また、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「東京2020大会」という。）の成功に向けた取組を分野横断的な政策の展開に位置付け、「東京2020大会の成功は、東京が持続可能な成長をしていくための梃子であり、そして、ソフト・ハード面での確かなレガシーを次世代に継承していかなければならない」としている。

東京2020大会実施段階環境アセスメント（以下「本アセスメント」という。）の実施にあたっては、適宜「2020年に向けた実行プラン」を参照し進めていく。

都民FIRST(ファースト)の視点で、3つのシティを実現し、新しい東京をつくる

東京 2020 大会の成功とその先の東京の未来への道筋を明瞭化

【計画期間】2017（平成 29）年度～2020（平成 32）年度

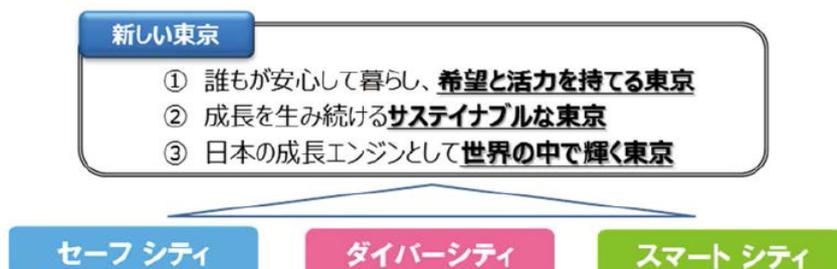


図 2.2-1 「2020 年に向けた実行プラン」における 3 つのシティ

3. 東京 2020 大会の概要

3.1 大会の概要

大会組織委員会は、東京2020大会において、オリンピック競技大会は7月24日の開会式に続いて、7月25日から8月9日までの16日間で開催し、閉会式は8月9日に予定している。また、パラリンピック競技大会は8月25日から9月6日までの開催を予定している。

実施競技数は、オリンピック33競技、パラリンピック22競技である。

3.2 東京2020大会の環境配慮

大会組織委員会は、「東京2020大会開催基本計画（2015年2月策定）」の中で、東京2020大会は、単に2020年に東京で行われるスポーツの大会としてだけでなく、2020年以降も含め、日本や世界全体に対し、スポーツ以外も含めた様々な分野でポジティブなレガシーを残す大会として成功させなければならないとし、「東京2020アクション&レガシープラン2016（2016年7月策定）」において、街づくり・持続可能性に関する以下のレガシーとアクションを示した。

表 3.2-1 街づくりに関するレガシーとアクション

レガシー	アクション
「ユニバーサル社会の実現・ユニバーサルデザインに配慮した街づくり」	競技施設、鉄道駅等のユニバーサルデザインの推進、アクセシブルな空間の創出等、ユニバーサルデザインに配慮した街の実現
「魅力的で創造性を育む都市空間」	都市空間の賑わいの創出、公園・自然環境等の周辺施設との連携
「都市の賢いマネジメント」	ICTの活用、エリアマネジメント活動の活性化等
「安全・安心な都市の実現」	安全・安心のための危機管理体制の構築

表 3.2-2 持続可能性に関するレガシーとアクション

レガシー	アクション
「持続可能な低炭素・脱炭素都市の実現」	気候変動対策の推進、再生可能エネルギーなど持続可能な低炭素・脱炭素エネルギーの確保
「持続可能な資源利用の実現」	資源管理・3Rの推進
「水・緑・生物多様性に配慮した快適な都市環境の実現」	生物多様性に配慮した都市環境づくりや大会に向けた暑さ対策の推進
「人権・労働慣行等に配慮した社会の実現」	調達等における人権・労働慣行等に配慮した取組の推進
「持続可能な社会に向けた参加・協働」	環境、持続可能性に対する意識の向上、参加に向けた情報発信・エンゲージメントの推進

また、大会組織委員会は、東京2020大会を持続可能性に配慮した大会とするため、大会関係者の拠り所となる「持続可能性に配慮した運営計画 第一版（2017年1月）」を策定した。本運営計画において、東京2020大会が取り組む持続可能性に関する主要テーマを、「気候変動（カーボンマネジメント）」「資源管理」「大気・水・緑・生物多様性等」「人権・労働・公正な事業慣行等への配慮」「参加・協働、情報発信（エンゲージメント）」の5つとしている。

4. 大井ホッケー競技場の概略

本評価書の対象である大井ホッケー競技場の概要は、表 4-1 に示すとおりである。

大井ホッケー競技場は、既存の大井ふ頭中央海浜公園の第一球技場位置にメインピッチ、第二球技場位置にサブピッチを整備する計画である。

大会後は、都内有数の多目的人工芝競技場として、ホッケーその他の競技の拠点としていく計画である。

東京 2020 大会では、オリンピックのホッケーの会場として利用される計画である（現時点（平成 30 年 1 月）の計画）。

表 4-1 大井ホッケー競技場の概要（予定）

項目	内容
競技	オリンピック：ホッケー パラリンピック：-
所在地	東京都品川区八潮四丁目 東京都大田区東海一丁目
地域地区	用途地域：第一種住居地域（品川区）、商業地域（大田区） 防火・準防火地域：防火地域
面積	約 282,000m ² （大井ふ頭中央海浜公園 スポーツの森）
工事予定期間	平成 29 年度～平成 31 年度
竣工時期	平成 31 年度

【イメージ図】



5. 環境及び社会経済に及ぼす影響の評価の結論

対象事業の実施が環境に及ぼす影響について、「東京 2020 オリンピック・パラリンピック環境アセスメント指針（実施段階環境アセスメント及びフォローアップ編）」（平成 28 年 6 月 東京都環境局）に基づき、事業計画の内容や計画地及び周辺の状況を考慮した上で、環境影響評価の項目を選定し、現況調査並びに予測・評価を行った。環境に及ぼす影響の評価の結論は、表 5-1(1)～(6)に示すとおりである。

表 5-1(1) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
1. 生物の生育・生息基盤	<p>事業の実施により、第一球技場計画地では植栽樹群や土壌の改変が行われ、生物・生態系の賦存地が減少するが、既存のケヤキ等の樹木の保存や一部樹木を移植する計画である。また、第一球技場計画地及び第二球技場計画地を含めた「スポーツの森」敷地全体において、品川区みどりの条例（平成 6 年品川区条例第 19 号）で示された基準を満たす計画である。</p> <p>計画地内の樹木の伐採や保存、移植の検討に当たっては樹木診断等を行い、生育不良木や枯死木など健全度が低いものや植生に影響を及ぼすおそれのある外来種を中心に伐採することとし、樹勢や樹形の良いものなど移植に適した樹木を選定した上で、移植場所を既存樹木との連続性に考慮した配置とする計画である。</p> <p>第一球技場計画地外周部は、国際大会時の仮設スタンド設置を考慮して、芝生地として整備し、既存植栽との連続性を確保する計画である。これにより、第一球技場計画地においても、生物・生態系の賦存地の復元が図られるものと考ええる。なお、今後、樹木の新植を行う場合には、「植栽時における在来種選定ガイドライン」（平成 26 年 5 月 東京都環境局）等を参考に樹種を選定する計画である。</p> <p>また、第二球技場計画地の現況は人工芝のグラウンドであり、既存施設の改修のみを行う計画のため、計画地周辺の大井ふ頭中央海浜公園スポーツの森に生育する植栽樹群等の生物・生態系の賦存地の改変は生じない。</p> <p>以上のことから、計画地における生物・生態系の賦存地の一部は改変されるものの、計画地内の既存の植栽樹群等は保全され、新たに整備される第一球技場計画地の芝生地に生物の生育・生息基盤が創出されることから、評価の指標（生物・生態系の賦存地の現況）は満足するものと考ええる。</p>
2. 生物・生態系	<p>事業の実施に伴い、計画地内の動植物の生育・生息環境となる植栽樹林、土壌が改変され、一部の既存樹木が伐採されるが、既存のケヤキ等の樹木の保存や一部樹木を移植する計画である。また、第一球技場計画地及び第二球技場計画地を含めた「スポーツの森」敷地全体において、品川区みどりの条例（平成 6 年品川区条例第 19 号）で示された基準を満たす計画である。</p> <p>計画地内の樹木の伐採や保存、移植の検討に当たっては樹木診断等を行い、生育不良木や枯死木など健全度が低いものや植生に影響を及ぼすおそれのある外来種を中心に伐採することとし、樹勢や樹形の良いものなど移植に適した樹木を選定した上で、移植場所を既存樹木との連続性に考慮した配置とする計画である。</p> <p>第一球技場計画地外周部は、国際大会時の仮設スタンド設置を考慮して、芝生地として整備し、既存植栽との連続性を確保する計画である。これにより、周辺地域も含めた現況の動植物の生育・生息環境は維持されるものと考ええる。なお、今後、樹木の新植を行う場合には、「植栽時における在来種選定ガイドライン」（平成 26 年 5 月 東京都環境局）等を参考に樹種を選定する計画である。</p> <p>また、第二球技場計画地の現況は人工芝のグラウンドであり、既存施設の改修のみを行う計画のため、計画地周辺の大井ふ頭中央海浜公園スポーツの森に生育する植栽樹群等の動植物の生育・生息環境の改変は生じない。</p> <p>以上のことから、計画地における生物の生育・生息環境は維持され、計画地周辺も含めた地域としての生物・生態系の評価の指標（生物・生態系の現況）は満足するものと考ええる。</p>
3. 緑	<p>事業の実施により第一球技場計画地内の既存樹木が一部伐採されるが、既存のケヤキ等の樹木の保存や一部樹木を移植する計画である。また、第一球技場計画地及び第二球技場計画地を含めた「スポーツの森」敷地全体において、品川区みどりの条例（平成 6 年品川区条例第 19 号）で示された基準を満たす計画である。</p> <p>第一球技場計画地外周部は、国際大会時の仮設スタンド設置を考慮して、芝生地として整備し、既存植栽により緑陰のある空間を確保する計画である。なお、今後、樹木の新植を行う場合には、「植栽時における在来種選定ガイドライン」（平成 26 年 5 月 東京都環境局）等を参考に樹種を選定する計画である。</p> <p>また、第二球技場計画地の現況は人工芝のグラウンドであり、既存施設の改修のみを行う計画のため、計画地周辺の大井ふ頭中央海浜公園スポーツの森に生育する植栽樹群等の改変は生じない。</p> <p>以上のことから、評価の指標（法令等の緑化面積基準等）は満足するものと考ええる。</p>

表 5-1(2) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
4. 景観	<p>[主要な景観の構成要素の変更の程度及びその変更による地域景観の特性の変化の程度]</p> <p>計画地は、「賑わいと自然あふれる海辺を目指して「海上公園ビジョン」(平成 29 年 5 月東京都港湾局臨海開発部海上公園課)において「運河を臨むエリア」として位置付けられている芝浦・品川・大井に位置している。計画地が位置するこのエリアの南側では、干潟や緩傾斜護岸のある海上公園が運河沿いに連続するなど、自然豊かな水辺空間が形成されている。</p> <p>計画地が位置する大井ふ頭中央海浜公園は、昭和 53 年に都民の日常生活に密着したコミュニティスポーツの対象となる施設として定着する場をめざすとともに、さらに港湾埋立地という特殊な立地を勘案し、みどりの復元を含めた「みどり豊かな公園」として開園した。公園内は、各種のスポーツ施設を有する【スポーツの森】と、豊かな緑と水辺に親しめる【なぎさの森】の 2 つの森から形成されている。大井ふ頭緑道公園、京浜運河緑道公園とともに「緑のネットワーク」を形成する緑地帯の一部となっている。</p> <p>本事業では、大井ふ頭中央海浜公園の既存の第一球技場及びその周辺を含む第一球技場計画地内にメインピッチを配置する。メインピッチでは、メインスタンド新築、フィールド整備、競技用照明設備整備を行う。また、既存の第二球技場敷地の第二球技場計画地内に、サブピッチを配置する。サブピッチでは、既存スタンド改修、フィールド整備、競技用照明設備の改修を行う。いずれも既存施設が位置する敷地内での整備や改修である。計画建築物は、高さを約 22m としていることから、計画地周辺の植栽と調和した景観が形成され、現況の主要な景観の構成要素及び地域景観の特性は大きく変化しないと考える。</p> <p>以上のことから、主要な景観の構成要素及び地域景観の特性に著しい変化はないと考え、評価の指標(眺望景観の現況)は満足するものとする。</p> <p>[代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度]</p> <p>計画地は、「賑わいと自然あふれる海辺を目指して「海上公園ビジョン」(平成 29 年 5 月東京都港湾局臨海開発部海上公園課)において「運河を臨むエリア」として位置付けられている芝浦・品川・大井に位置している。計画地が位置するこのエリアの南側では、干潟や緩傾斜護岸のある海上公園が運河沿いに連続するなど、自然豊かな水辺空間が形成されている。</p> <p>計画地が位置する大井ふ頭中央海浜公園は、昭和 53 年に都民の日常生活に密着したコミュニティスポーツの対象となる施設として定着する場をめざすとともに、さらに港湾埋立地という特殊な立地を勘案し、みどりの復元を含めた「みどり豊かな公園」として開園した。公園内は、各種のスポーツ施設を有する【スポーツの森】と、豊かな緑と水辺に親しめる【なぎさの森】の 2 つの森から形成されている。大井ふ頭緑道公園、京浜運河緑道公園とともに「緑のネットワーク」を形成する緑地帯の一部となっている。</p> <p>本事業では、大井ふ頭中央海浜公園の既存の第一球技場及びその周辺を含む第一球技場計画地内にメインピッチを配置する。メインピッチでは、メインスタンド新築、フィールド整備、競技用照明設備整備を行う。また、既存の第二球技場敷地の第二球技場計画地内に、サブピッチを配置する。サブピッチでは、既存スタンド改修、フィールド整備、競技用照明設備の改修を行う。いずれも既存施設が位置する土地内での整備や改修である。</p> <p>代表的な眺望地点のうち、No. 4 地点において計画建築物が視認できるが、計画建築物は、高さを約 22m としていることから、計画地周辺の植栽と調和した景観が形成されると考える。また、計画建築物の色彩は公園の風景に溶け込む落ち着いた色彩とする。したがって、計画地が位置する大井ふ頭中央海浜公園の、海辺に親しむ緑の拠点としての眺望景観は、維持されると考える。</p> <p>以上のことから、評価の指標(眺望景観の現況)は満足するものとする。</p> <p>[緑視率の変化の程度]</p> <p>緑視率の変化の程度は、No. 4 地点で約 26.1%減少すると予測するが、No. 1～No. 3 地点においては、計画建築物は視認できず、緑視率に変化はないと予測する。</p> <p>本事業では、大井ふ頭中央海浜公園の既存の第一球技場及びその周辺を含む第一球技場計画地内にメインピッチを配置する。メインピッチは、メインスタンド新築、フィールド整備、競技用照明設備整備を行う。また、既存の第二球技場敷地の第二球技場計画地内に、サブピッチを配置する。サブピッチは、既存スタンド改修、フィールド整備、競技用照明設備の改修を行う。いずれも既存施設が位置する土地内での改修であり、大井ふ頭中央海浜公園内の眺望地点においては緑視率が減少するものの、公園外の眺望地点においては、緑視率はほとんど変化しない。</p> <p>以上のことから、評価の指標(緑視率の変化の軽減を図ること)は満足するものとする。</p>

表 5-1(3) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
<p>5. 自然との触れ合い活動の場</p>	<p>[自然との触れ合い活動の場の消滅の有無又は改変の程度] 事業の実施により、第一球技場計画地及び第二球技場計画地の自然との触れ合い活動の場は改変されるが、周辺の自然との触れ合い活動の場の改変は生じない。事業の実施にあたっては、既存のケヤキ等の樹木の保存や一部樹木を移植する計画である。また、第一球技場計画地及び第二球技場計画地を含めた「スポーツの森」敷地全体において、品川区みどりの条例（平成6年品川区条例第19号）で示された基準を満たす計画である。第一球技場計画地外周部は、国際大会時の仮設スタンド設置を考慮して、芝生地として整備し、既存植栽により緑陰のある空間を確保することで、新たな触れ合い活動の場が創出される。 大会後には、都内有数の多目的人工芝競技場として広く一般に供用する計画であることから、自然との触れ合い活動の場の利用は維持されると考える。 以上より、周辺の自然との触れ合い活動の場の現状は維持され、かつ、計画地内に新たな自然との触れ合い活動の場が創出されることから、地域の自然との触れ合い活動の場は充実し、評価の指標（自然との触れ合い活動の場及び人と自然との触れ合い活動の現況）は満足するものとする。</p> <p>[自然との触れ合い活動の阻害又は促進の程度] 事業の実施における建設機械の稼働、工事用車両の走行により、計画地周辺における自然との触れ合い活動が阻害されるおそれがあるが、工事施工ヤードにおける仮囲いの設置や排出ガス対策型建設機械及び低騒音型建設機械の採用、低公害型の工事用車両を極力採用、不要なアイドリングの防止等のミティゲーションを実施することにより、その影響を低減する。 事業の実施により第一球技場計画地が改変され、自然との触れ合い活動の場として利用されている広場とドッグランが減少するが、第一球技計画地の外周部は芝生地として整備し、既存植栽により緑陰のある空間を確保する計画である。なお、ドッグランについては別途工事で移設されており、大井ふ頭中央海浜公園の工事の実施状況、園内施設の休止期間、利用再開時期等については、現地看板のほか、東京都ホームページで広く周知する。 以上より、周辺地域における自然との触れ合い活動の現況は維持され、評価の指標（自然との触れ合い活動の場及び人と自然との触れ合い活動の現況）を満足するものとする。</p> <p>[自然との触れ合い活動の場までの利用経路に与える影響の程度] 事業の実施における工事用車両の走行については、近接する自然との触れ合い活動の場への利用経路が駅等から歩道や歩道橋によって歩車分離が確保されており、一般歩行者の通行は現状と変化しない。 大井ふ頭中央海浜公園スポーツの森の園路は来園者の利用があることから、公園内の園路等を占有して工事を行う場合には迂回路を設定し、園内の施設へのアクセス経路を確保する予定である。また、計画地周辺の散策やジョギング等による自然との触れ合い活動の場の利用者も含め、一般歩行者の通行に支障を与えないよう、工事用車両の出入口には交通整理員を配置する予定である。また、工事用車両の出入場ルートは、計画地南端の大田区道18-2号線を予定し、工事用車両の走行による計画地内の自然との触れ合い活動への影響を極力小さくする計画としており、利用経路に与える影響は小さいと考える。 以上より、周辺の自然との触れ合い活動の場までの利用経路は維持され、評価の指標（自然との触れ合い活動の場及び人と自然との触れ合い活動の現況）を満足するものとする。</p>
<p>6. 歩行者空間の快適性</p>	<p>[緑の程度] 公共交通機関から計画地への主要なアクセス経路では、既に歩道上の樹木により緑陰が形成されており、将来的な緑の程度は現況と同等と考える。 以上のことから、現況の緑量は維持され、評価の指標（現況の緑量）は満足するものとする。</p> <p>[歩行者が感じる快適性の程度] アクセス経路の樹木や沿道の樹木、沿道の建築物等による日影下では、最低で28℃程度となり、暑さ指数（WBGT）は熱中症がすべての生活活動でおこる危険性がある「嚴重警戒」レベルになると考える。 日影のない直射日光下では、最大で30℃となり、暑さ指数（WBGT）は熱中症がすべての生活活動でおこる危険性がある「嚴重警戒」レベルと現況の暑さ指数（WBGT）と同等になると考えられる。 以上のことから、歩行者が感じる快適性の程度は現況と同程度であり、評価の指標（日常生活における熱中症予防指針による暑さ指数の現況値）は満足すると考える。 なお、計画地内における緑道の確保等歩行者空間の暑さ対策について可能な限りの配慮を行う計画である。また、計画地内の樹木の伐採や保存、移植の検討に当たっては樹木診断等を行い、生育不良木や枯死木など健全度が高いものや植生に影響を及ぼすおそれのある外来種を中心に伐採することとし、樹勢や樹形の良いものなど移植に適した樹木を選定した上で、移植場所を既存樹木との連続性に考慮した配置とする計画である。 さらに、都として、アクセス経路沿いの既存樹木について可能な限りの保全を図り、都道の樹木や公園の樹木を適切に維持・管理することにより、夏の強い日差しを遮る木陰を確保するとともに、まとまった緑による気温上昇の抑制効果を高めていく計画である。</p>

表 5-1(4) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
7. 水利用	<p>本事業は、雨水を第一球技場の観客席屋根から集水し、雨水利用のための貯留槽へ貯留後、砂ろ過を施し、雑用水としてトイレ洗浄水に使用する計画としている。</p> <p>また、節水の取組として、第一球技場及び第二球技場に、節水型大便器、擬音装置、節水型小便器、観客用トイレに、センサー式の手洗い用水栓を設置する計画としており、より効率的な水利用が行われる計画である。</p> <p>東京都においては、「水の有効利用促進要綱」により、一定規模の大規模建築又は開発事業に対して、トイレ洗浄水や修景用水、散水などの雑用水に、雨水、循環利用水（中水）及び再生水の利用を要請しており、本事業の取組は本要綱に合致している。</p> <p>以上のことから、本事業における節水対策は東京都の水の効率利用に係る計画等との整合が図られており、評価の指標（水の効率的利用への取組に関する東京都等の計画、目標等）は満足するものと考ええる。</p>
8. 廃棄物	<p>[施設の建設に伴う廃棄物の排出量及び再利用量並びに処理・処分方法等]</p> <p>ア. 伐採樹木の発生量 伐採樹木については、中間処理施設へ搬出し、チップ化等によるマテリアルリサイクルとしての利用を検討する計画である。</p> <p>以上のことから、評価の指標（「東京都建設リサイクル推進計画」の平成 30 年度の目標値（建設廃棄物全体を除く。））を満足するものと考ええる。</p> <p>イ. 建設発生土の発生量 建設発生土については現場内利用を基本とするが、場外搬出を行う場合は、受入基準を設定している受入機関を選定し、その受入機関の受入基準への適合を確認した上で、建設発生土受入地における有効利用量を確認して搬出することにより適正な廃棄物処理を行う（有効利用率 99%以上）。</p> <p>以上のことから、評価の指標（「東京都建設リサイクル推進計画」の平成 30 年度の目標値（建設廃棄物全体を除く。））を満足するものと考ええる。</p> <p>ウ. 建設工事に伴い生じる廃棄物の発生量 建設工事に伴い生じる建設廃棄物については、分別を徹底し、種類に応じて保管、排出、再利用促進及び不要材の減量等を行い、建設泥土については、産業廃棄物として再資源化施設への搬出等による適正処理を行う計画により、発生量の削減、建設廃棄物の再利用・再資源化に向けたより一層の努力を図る（（アスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊、建設発生木材）再資源化等率 99%以上、（建設泥土）再資源化等率 97%、（建設混合廃棄物）排出率 1.0%未満、再資源化・縮減率 82%）。再利用できないものは、運搬・処分の許可を得た業者に委託して処理・処分を行い、その状況はマニフェストにより確認する。</p> <p>以上のことから、評価の指標（「東京都建設リサイクル推進計画」の平成 30 年度の目標値（建設廃棄物全体を除く。））を満足するものと考ええる。</p> <p>[施設等の持続的稼働に伴う廃棄物の排出量及び再利用量並びに処理・処分方法等]</p> <p>施設等の持続的稼働に伴う廃棄物の排出量及び再利用量並びに処理・処分方法等は、廃棄物の種類別の分別回収及び保管場所の設置を行い、東京都廃棄物条例、品川区廃棄物の処理および再利用に関する条例及び大田区廃棄物の減量及び適正処理に関する条例に基づき適切に処理・処分を行う計画（再利用・再資源化率 22%）とする。</p> <p>なお、分別にあたっては、区の分別方法に従い、びん、かん、ペットボトル等は、資源として分別回収を行い、再資源化率の向上に向けてより一層の努力をする。</p> <p>以上のことから、評価の指標（既存施設における再利用・再資源化率 22%及び廃棄物の保管スペースの確保）を満足し、「品川区一般廃棄物処理基本計画（第 3 次）」及び「大田区一般廃棄物処理基本計画」の目標（品川区：28%（平成 29 年度）、大田区：30%（平成 30 年度））に近づくことができ、廃棄物の搬出も滞りなく実施できるものと考ええる。</p>
9. エコマテリアル	<p>建設工事にあたっては、「東京都環境物品等調達方針（公共工事）」や「東京都「持続可能な資源利用」に向けた取組方針」等に基づき、建設資材等の環境物品等の調達や環境影響物品等の使用抑制を図ることから、エコマテリアルの利用が図られると考える。</p> <p>以上のことから、エコマテリアルの活用が図られ、評価の指標（標準的なエコマテリアルの活用水準として、「東京都環境物品等調達方針（公共工事）」の水準）を満足するものと考ええる。</p>
10. 温室効果ガス	<p>計画施設における持続的稼働に伴う床面積当たりの温室効果ガス排出量は、約 82kg-CO₂/m²・年と考えられ、既存施設において確認された床面積当たりの温室効果ガス排出量（約 83kg-CO₂/m²・年）に対して約 1%の削減率となる。</p> <p>また、予測に反映した対策以外にも、高効率 LED 照明器具やセンサの設置等により、効率的利用を行う計画である。</p> <p>さらに、「東京都建築物環境計画書制度」における「エネルギーの使用の合理化」の方針として、建築物の熱負荷（PAL*）の低減率、設備システムのエネルギー利用の低減率（ERR）について、第一球技場においていずれも評価段階 3（最も優れた取組であること）を達成することを計画している。</p> <p>以上のことから、施設等の持続的稼働に伴い生じる環境への負荷の削減が図られており、評価の指標（既存施設の温室効果ガス排出量）は満足するものと考ええる。</p>

表 5-1(5) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
11. エネルギー	<p>計画施設における持続的稼働に伴う床面積当たりのエネルギー使用量は、約 1,610MJ/m²・年と考えられ、既存施設において確認された床面積当たりのエネルギー使用量（約 1,620MJ/m²・年）に対して約 1%の削減率となる。</p> <p>また、予測に反映した対策以外にも、高効率 LED 照明器具やセンサの設置等により、効率的利用を行う計画である。</p> <p>さらに、「東京都建築物環境計画書制度」における「エネルギーの使用の合理化」の方針として、建築物の熱負荷（PAL*）の低減率、設備システムのエネルギー利用の低減率（ERR）について、第一球技場においていずれも評価段階 3（最も優れた取組であること）を達成することを計画している。</p> <p>以上のことから、施設等の持続的稼働に伴い生じる環境への負荷の削減が図られており、評価の指標（既存施設のエネルギー使用量）は満足するものと考ええる。</p>
12. 安全	<p>[危険物施設等からの安全性の確保の程度]</p> <p>計画地周辺ではガソリンスタンドが分布しており、最も近いガソリンスタンドで計画地境界から 450m 程度の距離に位置しているが、危険物施設等については、消防法等の法令等に基づき適切に維持管理が行われる。なお、「東京都地域防災計画」によって危険物施設等の種類別に、関係機関による立入検査等の監視体制が維持される。</p> <p>以上のことから、東京都等が定めた地域防災に係る計画等の中で当該地域について設定している地域の安全性に関する目標等との整合が図られており、評価の指標は満足するものと考ええる。</p> <p>[移動の安全のためのバリアフリー化の程度]</p> <p>計画施設は、東京都福祉のまちづくり条例等に準拠し、施設内の整備を行う。</p> <p>また、都としては「2020 年に向けた実行プラン」に基づき、2020 年までに計画地周辺の都道のバリアフリー化が完了する計画である。</p> <p>なお、アクセスや移動、アメニティ（座席等）、表示サイン等については、「Tokyo2020 アクセシビリティ・ガイドライン」も踏まえた整備等を行う。</p> <p>以上のことから、東京都等が定めた移動円滑化等に係る計画、条例等の中で当該地域について設定している目標等との整合が図られており、評価の指標は満足するものと考ええる。</p> <p>[電力供給の安定度]</p> <p>計画地については、スポーツの森管理事務所の屋外において 6kV1 回線の受電を行う。</p> <p>なお、第一球技場、第二球技場とともに、停電時に電源供給を行う自立運転型の太陽光発電設備を設置する。</p> <p>以上のことから、評価の指標（受電設備の故障に伴う停電発生率の低減及び一般停電時の保安用電源の確保がなされていること）は満足するものと考ええる。</p>
13. 消防・防災	<p>[耐震性の程度]</p> <p>本事業は、構造設計指針（東京都財務局）に基づき、多数の者が利用する施設であるとして、大地震発生時においても人命の安全確保に加えて機能確保の基準を満足する設計となっている。</p> <p>以上のことから、品川区、大田区及び東京都の防災計画等との整合が図られており、評価の指標は満足するものと考ええる。</p> <p>[津波対策の程度]</p> <p>本事業は、設計地盤高さを防潮堤頂部の高さ（高さ約 A. P. +4.6～6.8m）以上とすることで、高潮・津波に対する安全性は確保されている。</p> <p>以上のことから、品川区、大田区及び東京都の防災計画等との整合が図られており、評価の指標は満足するものと考ええる。</p> <p>[防火性の程度]</p> <p>本事業は、建築基準法、東京都建築安全条例、消防法及び東京都火災予防条例に基づき、耐火建築物及び防火対象物として基準を満足する計画となっており、防火性は確保される。</p> <p>以上のことから、施設の防火基準との整合が図られており、評価の指標は満足するものと考ええる。</p>

表 5-1(6) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
14. 公共交通へのアクセシビリティ	<p>最寄りの鉄道駅及びバス停から計画地までの主なアクセス経路は、大井競馬場前駅から補助 145 号線、品川区道準幹線 35 を経て、園内の通路を利用する経路、中央公園バス停から品川区道準幹線 35 を経て、園内の通路を利用する経路がある。</p> <p>大井競馬場前駅からの経路においても中央海浜公園前交差点にて工事用車両の走行ルートが横断するがこの交差点には歩行者用信号及び交差点が設置されている。また、品川区道準幹線 35 においてアクセス経路と工事用車両走行ルートが重なるが、この経路は歩道が整備され、マウントアップや横断防止柵により、車道と分離されている。一方、公園内の園路は、一般車両の走行を想定していないため歩道と車道が分離されていない。</p> <p>工事用車両の走行ルートは公園内のアクセス経路と極力重ならないルートを検討する。</p> <p>工事用車両の走行に当たっては、工事用車両の出入口に交通整理員を配置する計画とし、大井ふ頭中央海浜公園の利用者を含めた一般歩行者の通行に支障を与えないよう配慮するほか、安全走行を徹底する。また、スポーツの森内の来園者の通行ルートと工事用車両の走行ルートが重複する区間については、仮囲い等による歩車分離等も含めた交通安全対策の実施や交通整理員の適切な配置を検討する。さらに、工事の実施にあたり、公園内の園路等道路の通行規制が生じる場合には、適切な迂回路を設置し、アクセスルートを確保する。</p> <p>したがって、工事用車両の走行に伴い、公共交通からのアクセス経路が阻害されることはなく、大井ホッケー競技場へのアクセスの所要時間に大きな変化は生じない。以上のことから、アクセス性が確保され、評価の指標（アクセス性が確保されていること）は満足するものと考ええる。</p>
15. 交通安全	<p>工事用車両の走行ルートは、公園内園路を除いて、ほとんどがマウントアップ形式やガードレール等により歩道と車道が分離されている。</p> <p>工事用車両の走行に当たっては、工事用車両の出入口に交通整理員を配置する計画とし、大井ふ頭中央海浜公園の利用者も含めた一般歩行者の通行に支障を与えないよう配慮するほか、安全走行を徹底する。また、公園内の来園者の通行ルートと工事用車両の走行ルートが重複する区間については、仮囲い等による歩車分離等も含めた交通安全対策や、交通整理員の適切な配置を実施する。さらに、工事の実施に当たり公園内の園路等道路の通行規制が生じる場合には、適切な迂回路を設定し、一般歩行者の交通安全を確保する。特に公園内の園路を走行する際は低速度で走行し、公園利用者の通行を優先するよう指導を徹底する。</p> <p>なお、計画地周辺に通学路は存在しない。</p> <p>したがって、工事用車両の走行に伴い、現況の歩車道分離が大きく変化することはない、交通安全が確保され、評価の指標（歩車動線分離の現況）は満足するものと考ええる。</p>

6. 大井ホッケー競技場に係る実施段階環境アセスメントの経過

大井ホッケー競技場の実施段階環境アセスメントの経過は、表6-1に示すとおりである。

表 6-1 大井ホッケー競技場の実施段階環境アセスメントの経過

実施段階環境アセスメントの経過	
環境影響評価調査計画書が公表された日	平成 26 年 3 月 28 日
意見を募集した日	平成 26 年 3 月 28 日～平成 26 年 4 月 16 日
都民の意見	82 件 ^{注)}
調査計画書審査意見書が送付された日	平成 26 年 5 月 29 日
環境影響評価書案が公表された日	平成 29 年 4 月 19 日
意見を募集した日	平成 29 年 4 月 19 日～平成 29 年 6 月 2 日
都民等の意見	4 件
評価書案審査意見書が送付された日	平成 29 年 7 月 31 日
環境影響評価書が公表された日	平成 30 年 1 月 15 日

注) 環境影響評価調査計画書は、都内の全会場等を対象として、意見募集を実施した。